

令和2年度 沼津市まちなか居住等住宅施策の実施検討業務委託
 <質問に対する回答>

No.	分類	質問	回答
1	実施要領	<p><p 1>3 参加資格</p> <p>複数の事業者が共同で参加することは可能でしょうか。可能な場合は、その条件や提出書類をご教示ください。</p>	<p>共同での参加は可能です。</p> <p>ただし、複数の事業者が共同事業者を結成して申請する場合は、共同事業者として、実施要領 <p 1> 3 参加資格(1)~(6)の要件を満たし、かつ、以下の要件も全て満たすことが必要となります。</p> <p>①共同事業者の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。</p> <p>②参加申し込みまでに、共同事業者の協定を締結し、協定書（様式自由）の写しを提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担を詳細かつ明確に記載すること。</p> <p>③代表者を除く構成員は、代表者に代表権を委任する旨が記載された委任状（様式自由）を提出すること。</p> <p>④構成員は、他の共同事業者の構成員となることはできないこと。</p> <p>また、参加申し込み後の代表者及び構成員の変更は、原則として認めません。</p>
2	仕様書	<p><p 3>5 資料の貸与</p> <p>参考資料として、昨年度の住宅施策のあり方検討の結果資料を提供又は閲覧させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>資料の提供又は閲覧は可能です。</p> <p>ただし、沼津市情報公開条例の規定に基づく公文書の開示請求の手続が必要となります。</p>